

都市計画(案)の縦覧

「西条都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案」(愛媛県決定)の縦覧を行います。

縦覧期間

10月7日(火)～21日(火)

縦覧場所

○愛媛県庁都市計画課

TEL 089-912-2738

○市庁舎別館都市計画整備課

都市計画係

TEL 0897-52-1238

住まいを守る法律が  
来年10月にスタートします

構造計算書偽装問題を契機に、新築住宅の発注者や買主を守るため、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(住宅瑕疵担保履行法)」が平成21年10月1日から施行されます。

この法律の施行によって、来年10月1日以降に引き渡される住宅には、建設業者、宅地建物取引業者に対して保険への加入または保証金の供託が義務付けられます。

住宅を購入される方へ

来年10月1日以降に引き渡

「地上デジタル放送」完全移行まで  
あと1,000日!

平成20年10月27日で、「地上デジタル放送」完全移行まであと1,000日です。完全移行となる平成23年7月24日までに今までのテレビ放送(地上アナログ放送)は終了します。

新しいテレビ放送(地上デジタル放送)を視聴するには、次の方法があります。(①②はUHFアンテナが必要です)

地上デジタル放送の視聴方法

- ① 地上デジタル放送対応のテレビに買い換える
- ② 地上デジタルチューナーを買い足す
- ③ 地上デジタル放送に対応済みのケーブルテレビで視聴する

問合せ

- 総務省地デジコールセンター  
TEL0570-07-0101 (ナビダイヤル) ・ TEL03-4334-1111  
平日：9時～21時 土・日曜日、祝日：9時～18時
- (社)デジタル放送推進協会ウェブサイト  
<http://www.dpa.or.jp>
- 総務省ウェブサイト  
[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/whatsnew/digital-broad/index.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad/index.html)

される住宅を購入される際には、その住宅がきちんと保険の加入や保証金の供託の措置がとられているか忘れずに確認しましょう。

建設業者、宅地建物取引業者の方へ

保険に加入する場合は、工事中に検査を行うため、着工前の申し込みが必要となります。忘れずに保険などの準備を行います。

問合せ

愛媛県庁建築住宅課

TEL 089-912-2758

補装具の交付・修理を行っています

市では身体に障害のある方に対して、失われた(低下した)機能を補うための補装具を交付・修理しています。

補装具の種類

○肢体不自由 車いす、電動車いす、義肢、装具、歩行補助杖、歩行器など

○視覚障害 白杖、眼鏡など

○聴覚障害 補聴器

自己負担

原則として、交付・修理に

要する費用の1割負担(世帯の課税状況によって、上限額が決まっています)

注意事項

交付される補装具は、障害程度や年齢などで本人の状態に合致したものと異なる場合があります。

申請先

○市庁舎別館社会福祉課

障害者福祉係

TEL 0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課

福祉係

ハートプラスマークをご存じですか?

ハートプラスマークは、心臓、腎臓、呼吸器、直腸など、身体内部に障害がある方を表すマークです。身体内部に障害がある方は、外見からは障害が分かりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。

このマークを見かけたときは、①周辺での携帯電話の使用を控える②電車などで座席を譲る③障害者用駐車場を使用していただくなど、内部障害への配慮についてご理解とご協力をお願いします。

